

ウポポイ
NATIONAL AINU MUSEUM and PARK
民族共生象徴空間令和5年5月19日
北海道開発局

新たな「北海道マリンビジョン(案)」に関する意見募集について

現行の「北海道マリンビジョン」は平成25年に策定されていますが、以降、北海道水産業を取り巻く情勢が大きく変化しています。このような情勢に適切に対応するため、この度、新たな「北海道マリンビジョン(案)」をとりまとめましたので、皆様からのご意見を募集します。

記

1. 意見募集対象

「北海道マリンビジョン(案)」

概要については別添1のとおり

全体版は北海道開発局のホームページをご参照ください

<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ns/suisan/slo5pa0000012a2s.html>

2. 意見募集期間

令和5年5月19日(金)～6月7日(水)

3. 意見提出方法

別添2のとおり

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話(代表) 011-709-2311

農業水産部 水産課 課長補佐 中村 雅博(内線 5593)

農業水産部 水産課 漁港漁村係長 小林 祐一(内線 5579)

北海道開発局ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/>



北海道マリビジョン（案）の概要

（別添1）

ポイント
 ●現計画の達成状況と北海道水産業を取り巻く**情勢変化**を踏まえ、**水産資源の減少**や**海洋環境変化**への対応、水産物の**品質・衛生管理の高度化**と**輸出促進**、**増大する災害リスク**への対応力強化、**漁村地域の衰退**への対応といった課題に対応
 ●**養殖生産拠点**の形成、**スマート水産業**の推進、**カーボンニュートラル**、**海業振興**といった新たな課題にも対応

北海道水産業の役割
 北海道は水揚量**89万トン**(R2値、全国水揚量の**28%**)、生産額**2,021億円**(R2値、全国生産額の**17%**)、食用魚介類の自給率は**351%**であり、**わが国最大の水産物供給基地**

北海道水産業を取り巻く情勢変化
 ○漁業資源の減少、磯焼けなどの**漁環境の悪化**
 ○**水産流通適正化法**の施行
 ○食品衛生法の改正に伴う**HACCP手法**による水産物の品質・衛生管理の義務化
 ○**農林水産物・食品の輸出額**を2030年までに5兆円、水産物の輸出額を1兆2,303億円とする目標
 ○国際的な目標である**SDGs**(持続可能な開発目標)が採択
 ○気候変動に伴う**地球温暖化**と**災害リスク増大**
 ○**新型コロナウイルス**感染拡大を踏まえた新たな生活様式

北海道水産業の課題
 (1)水産資源の適切な管理と**海域利用秩序**の確立
 (2)**養殖生産拠点**の形成
 (3)**豊かな生態系**を目指した水産環境の保全・創出
 (4)**循環型社会**への対応と**グリーン化**の推進
 (5)産地における**生産・流通機能の強化**、水産物の**需要拡大**
 (6)**スマート水産業**の推進
 (7)水産物**輸出の拡大**
 (8)**増大する災害リスク**への対応力強化
 (9)「**海業**」振興による漁村地域の活性化
 (10)漁村地域を支える**人材の育成**
 (11)**試験研究体制**の強化

北海道マリビジョンの目指す姿
北海道水産業の成長産業化
 ◆**水産物の安定供給**
 1) 水産物の安定供給基盤・体制の確保
 2) 環境・生態系保全とグリーン社会の構築
 ◆**水産業の健全な発展**
 3) 安全・安心な漁業地づくり
 4) 漁村地域の総合的な振興

漁港・漁場の将来像
 ○養殖生産拠点
 ○高度品質衛生管理・輸出促進拠点
 ○環境・生態系保全拠点
 ○カーボンニュートラル・リサイクル拠点
 ○防災・減災拠点
 ○海業振興拠点

技術開発と調査研究
 ○資源管理・増養殖技術
 ○品質衛生管理・加工流通技術
 ○環境・生態系保全技術
 ○カーボンニュートラル技術
 ○リサイクル技術
 ○防災・減災技術

地域の将来像
 北海道内を「**日本海北部地域**」、「**日本海南部地域**」、「**エリモ以西太平洋地域**」、「**エリモ以東太平洋地域**」、「**オホーツク海地域**」の5海域に分類し、「**資源・環境**」、「**生産・流通・加工**」、「**地域振興**」の観点で近年の情勢変化や課題、地域の特色を踏まえた将来像を構築

マリビジョンの実現に向けて
 地域マリビジョン推進母体の体制強化、PDCAサイクルに基づく取組の推進、多様な連携・協働の推進、効果的な情報発信、取組を支える基盤整備と支援制度の活用、地域マリビジョン全体の底上げ

北海道水産業の主な課題

(1)水産資源の適切な管理と海域利用秩序の確立	○新たな資源管理システムへの対応、水産流通適正化法に基づく密漁取締体制の強化等
(2)養殖生産拠点の形成	○水産政策の改革を踏まえたマーケットインの考え方にに基づく養殖業の成長産業化等
(3)豊かな生態系を目指した水産環境の保全・創出	○SDGsへの対応、マイクロプラスチック問題への対応、日本海側を中心とする磯焼けへの対応等
(4)循環型社会への対応とグリーン化の推進	○カーボンニュートラル(洋上風力発電、雪冷熱エネルギー、ブルーカーボン)への対応等
(5)産地における生産・流通機能の強化、水産物の需要拡大	○食品衛生法の改正に伴うHACCP手法による水産物の品質・衛生管理義務化への対応等
(6)スマート水産業の推進	○ICT技術を活用した資源評価・資源管理、漁労作業の自動化・省力化・効率化等
(7)水産物輸出の拡大	○輸出相手国の品質・衛生管理基準への対応、漁獲～加工段階まで一貫した衛生管理体制等
(8)増大する災害リスクへの対応力強化	○日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴う巨大地震・津波や災害リスク増大への対応等
(9)「海業」振興による漁村地域の活性化	○海業振興による漁村地域の活性化、漁港機能の集約化・再編整備、効果的な情報発信等
(10)漁村地域を支える人材の育成	○取組を担う人材の確保と育成や、地域活性化の推進母体、中間支援組織の育成等
(11)試験研究体制の強化	○漁業協同組合を始めとした地域関係者と、大学・研究所・水産試験場との連携等

北海道マリビジョンの目指す姿

水産物の安定供給		水産業の健全な発展	
水産物の安定供給基盤・体制の確保	環境・生態系保全とグリーン社会の構築	安全安心な漁業地づくり	漁村地域の総合的な振興
<ul style="list-style-type: none"> ●持続的漁業生産体制の確立 ●養殖生産拠点の形成 ●水産流通の適正化 ●スマート水産業の推進 ●高度な品質・衛生管理体制と多様な流通体制の構築 ●水産物輸出の更なる推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●沿岸海域の環境・生態系保全活動の広がり ●漁港・漁村地域におけるカーボンニュートラルの推進 ●水産系廃棄物等のリサイクルの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●増大する災害リスクに対応した漁港機能の強化 ●ハード・ソフトが一体となった避難体制の構築 ●災害時における水産物流通機能の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ●海業振興による地域資源を活かした新産業の創出 ●地域振興を担う人づくり ●多面的機能の発揮 ●多様な連携による地域振興

地域の将来像

	資源・環境	生産・流通・加工	地域振興
日本海北部	○漁場整備、藻場造成による資源増大と持続可能な漁業展開	○ホタテガイ種苗の安定供給とブランド化による多様な水産物の輸出拡大	○漁業・水産業と多様な連携による地域の活性化
日本海南部	○再生可能エネルギーと藻場造成によるカーボンニュートラルの実現	○養殖生産拠点の形成による安定生産体制の構築と漁業所得の向上	○多様な地域資源を活かした海業振興
エリモ以西 太平洋	○資源管理の徹底と種苗生産・放流による安定生産体制の構築	○蓄養殖展開と品質・衛生管理体制構築によるブランド化推進と輸出拡大	○自然・文化・産業遺産と連携した交流人口の拡大
エリモ以东 太平洋	○資源管理と増養殖展開による生産拡大と藻場造成によるブルーカーボンへの寄与	○高度な品質・衛生管理体制とブランド化による輸出拡大	○安全・安心な漁業地域づくりと多様な体験コンテンツによる海業振興
オホーツク 海	○環境との調和を重視したサケ・マス類、ホタテガイ、カキ等の安定生産	○ICT、ロボットを活用した効率的生産体制の構築と更なる輸出拡大	○豊かな自然環境や漁港施設を活用した多様な観光メニューの開発

意見募集要領

北海道マリンビジョンは、北海道が有する我が国の水産食料供給基地としての役割を将来にわたり守り育てていくため、地域の資源を活かしつつ、多様な主体の連携・協働により活力ある北海道の水産業や漁村の目指すべき姿を定めた長期構想です。

現行のマリンビジョンは平成25年に策定されていますが、以降、北海道の水産業を取り巻く情勢が大きく変化しています。このような情勢に適切に対応するため、北海道開発局では有識者等からなる新たな北海道マリンビジョン21構想検討委員会を設置し、見直しのための議論を進めてきました。

この度、新たな「北海道マリンビジョン（案）」を取りまとめましたので、意見募集要領のとおり、皆様からのご意見を募集いたします。

1. 意見募集対象

「北海道マリンビジョン（案）」

2. 意見募集期間

令和5年5月19日（金）～令和5年6月7日（水）

3. 意見提出方法

ご意見につきましては、別紙（意見提出様式）に下記①～④について記入のうえ電子メール、郵送、ファックスのいずれかの方法により、4. 提出先までご提出下さい。

①氏名（企業・団体としての意見提出の場合は、企業・団体名、代表者名並びに担当部署名及び担当者名）

②住所

③電話番号又はメールアドレス

④ご意見（意見該当箇所の頁と行も合わせて記載願います）

※いただいたご意見に関する個人情報、目的以外では使用いたしません。

4. 提出先

国土交通省 北海道開発局 農業水産部 水産課

「北海道マリンビジョン（案）」に関する意見募集担当 宛

① 電子メール：hkd-ky-mv21@gxb.mlit.go.jp

② 郵送：〒060-8511 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎

③ ファックス：011-709-5026

（件名に「北海道マリンビジョン（案）」に関する意見と明記して下さい。）

5. その他

「北海道マリンビジョン（案）」については北海道開発局のホームページをご参照下さい。なお、別紙（意見提出様式）についても掲載しております。

<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ns/suisan/slo5pa0000012a2s.html>

6. 意見提出にあたっての注意事項

- ①ご意見が 200 字を超える場合は、併せてその内容の要旨（200 字以内）を記載いただきますようお願いいたします。
- ②ご意見は日本語でご提出ください。
- ③いただいたご意見とともに、住所のうち市区町村名を公表する場合があります。
- ④ご記入いただいた氏名、住所、電話番号、メールアドレスは、提出されたご意見の内容に不明な点があった場合の連絡・確認のために利用します。
- ⑤電話でのご意見は受け付けておりません。
- ⑥皆様からいただいたご意見は、同様のご意見の数にかかわらず、その論点を整理したうえで、論点ごとに検討主体の考え方を示す予定であり、個別にお答えすることはできませんので、その旨ご了承願います。
- ⑦期限までに到着しなかったもの、本要領に沿わない形で提出されたもの及び下記に該当する内容については無効といたします。
 - ・個人や特定の企業・団体を誹謗中傷するような内容
 - ・個人や特定の企業・団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
 - ・個人や特定の企業・団体の著作権を侵害する内容
 - ・法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
 - ・営業活動等営利を目的とした内容

別 紙
(意見提出様式)

国土交通省 北海道開発局 農業水産部 水産課
「北海道マリンビジョン（案）」に関する意見募集担当 宛

北海道マリンビジョン（案）に関する意見

① 氏名(フリガナ)		
② 住所		
③ 電話番号又は メールアドレス		
意見該当箇 所	④ ご意見は項目ごとに200文字以内で記載してください。 (ご意見が200字を越える場合は併せてその内容の要旨(200字以内)も記載してください。)	
頁	行	